

【期日指定定期預金規定】

1. (期日指定)

- (1) この預金は据置期間経過後から最長預入期限までの間の任意の日を満期日に指定することができます。
- (2) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

2. (自動継続)

- (1) この預金が自動継続型の場合は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までその旨を当店に申し出てください。

3. (満期日等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。一部について満期日が定められたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取り扱いをします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（満期日後解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（満期日後解約するときは満期日）の前日までの日数に応じた利率によって1年複利

の方法で計算します。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ① 1年以上2年未満 | 証書または通帳記載の「2年未満」の利率 |
| ② 2年以上 | 証書または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。） |

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日（休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金し、または継続日に元金に組み入れます。

(4) 継続をしなかった場合の利息は、解約時にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) 当組合がやむをえないものと認めた場合、あるいは預金取引共通規定により、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。

6. (預金取引共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以上